

改正

平成21年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
令和6年4月1日

玉川大学動物実験運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、玉川大学動物実験に関する規程第24条に基づき、動物実験を適正にかつ必要な手続きを円滑に行うために必要な事項を定める。

(動物実験計画書の提出)

第2条 動物実験を開始又は継続したい動物実験責任者(申請者)は、別紙様式1の動物実験計画書(以下「計画書」という。)を学長に提出しなければならない。

2 計画書の提出は、実施年度に先立ち、2月末日までに学長に提出しなければならない。

3 前項の期間以外に動物実験を実施する必要がある場合には、当該実験の開始1か月前までに、計画書を学長に提出しなければならない。

4 添付書類がある場合は、A4サイズで作成する。

5 動物実験実施者、及び、飼養者の途中変更が生じた際は、計画書に記載されている動物実験実施者・飼養者欄を更新し、動物実験委員長に届け出なければならない。

(計画書の変更)

第3条 申請者は、動物実験実施者、及び、飼養者の変更を除く、計画書の内容に変更が生じた場合、実施の1か月前までに、別紙様式2の動物実験計画変更届を学長に提出しなければならない。

2 添付書類がある場合は、A4サイズで作成する。

(報告書の提出)

第4条 実験を終了又は中止した時あるいは毎年度末に、承認され実施した動物実験について、動物実験責任者は別紙様式3の動物実験結果報告書を学長に提出しなければならない。

2 添付書類がある場合は、A4サイズで作成する。

(実験終了・中止)

第5条 計画された実験が終了した場合又は計画が中止された場合、動物実験責任者は速やかに別紙様式4の動物実験終了・中止報告書を学長に提出しなければならない。

(動物実験施設の設置・改造)

第6条 動物実験施設の新たな設置、既存施設の大幅な改造を必要とする管理者は、動物実験施設設置承認申請書(別紙様式5)あるいは動物実験施設改造承認申請書(別紙様式6)を、あらかじめ学長に提出しなければならない。

2 図面等を除き、添付書類はA4サイズで作成する。

(動物実験施設の廃止)

第7条 動物実験施設を廃止する時には、管理者は、動物実験施設等(施設全体・飼育室・動物実験室)廃止届(別紙様式7)を学長に提出しなければならない。

(動物慰霊祭)

第8条 動物実験委員会は、実験動物の慰霊祭を年1回行うものとする。

(事務の所管)

第9条 本要領に関する事務は、研究推進事業部研究推進課が行う。

附 則(平成21年4月1日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式1 動物実験計画書 略

別紙様式2 動物実験計画変更届 略

別紙様式3 動物実験結果報告書 略

別紙様式4 動物実験終了・中止報告書 略

別紙様式5 動物実験施設等設置承認申請書 略

別紙様式6 動物実験施設等改造承認申請書 略

別紙様式7 動物実験施設等廃止届 略